

令和元年度第1回自然再生専門家会議 議事概要

日時：令和元年7月25日（木） 13:30～15:30

場所：経済産業省別館238各省庁共用会議室

出席者（敬称略）：

（委員長） 鷺谷 いづみ

（委員） 大河内 勇 佐々木 淳 志村 智子 高山 光弘

中村 太士 守山 拓弥 和田 恵次

（関係省庁） 環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省から関係者

会議は公開にて行われた。（一般傍聴者9名）

【議題1：自然再生基本方針の見直しについて】

資料2～4を用いて、自然再生基本方針の見直しについて、環境省から報告があった。前回までに整理された論点に沿って、基本方針の構成の変更及び文言の修正等が報告された。委員からの主な質問及び意見は以下のとおり。

資料3：全体を通して

○法定協議会にならないような小さな自然再生の活動団体にもフォローが行き届くようにしてほしい。

資料3：1(1) わが国の自然環境を取り巻く状況について

○内容が大きく二分されることから、そのつなぎに何らかの文章の追加が必要ではないか。

○「地球温暖化の防止」の「防止」という文言は強い表現に感じられるため、気候変動適応との並びから「緩和」としてはどうか。

○「人の健康に対する自然環境の機能」という視点を加えることについて、今後の課題として将来検討して頂きたい。

○「確度が高いと評価」という表現は曖昧に感じられる。また、やや学術的な表現で誤解を受ける恐れがあることから、表現を適正化すべきではないか。

資料3：1(2) ア 自然再生事業の対象について

○「再生された自然環境の状況をモニタリング」という表現では、「保全」や「創出」されたものはモニタリングが必要ないと誤解を受ける恐れがあり、表現を適正化すべきではないか。

資料3：1(2) ウ 科学的知見に基づく実施について

○自然環境保全に係る伝統技術を活用するだけでなく、次に伝えていくという視点も必要ではないか。

資料3：1(2) カ 自然再生後の自然環境の扱いについて

○「工事」という用語が使われているが、重機等を用いた土木工事を連想させるため、表現を適正化すべきではないか。

資料3：4(5) 自然環境学習プログラムの整備について

○環境教育等促進法が平成23年に改正されているはずで、地域の文化等が環境教育にも盛り込まれていたのではないか。次回の見直し時で構わないので、今後、議論ができないか。

資料3：5(2) ア 地域循環共生圏の構築の取組について

- 環境基本計画にある文言とはいえ、「経済的合理性」は固すぎる表現ではないか。広く市民にもわかりやすい表現にすべきではないか。

資料3：5(2) イ 地域の産業と連携した取組について

- 環境省のエコツーリズムだけではなくて、「生きものマーク」など他省の取組を追記できないか。又は、より幅広い表現として「生き物ブランド」はどうか。

資料3：5(2) ウ SDGs達成に向けた取組について

- 「動きが広がりつつある」という表現について、5年後にはその状況が変化している可能性が高いと感じる。「推進している」という汎用的な表現にしてはどうか。

資料3：5(2) エ 気候変動対策の取組について

- 現状は「人工林の間伐」からさらに一歩進み「持続可能な」木質資源の利用に向けた「主伐」といった段階にあり、こうした流れを盛り込めないか。
- 気候変動対策の取組の中で、海草や海藻などの藻場といったブルーカーボンに関する項目を拡充すべきではないか。
- E b Aの書きぶりについて違和感がある。「気候変動適応」がE b Aとイコールのよう書きぶりになっているが、そういう整理なのであれば、他にも（E b A）を付さなければならなくなる。担当者に表現振りを確認してほしい。

資料3：5(2) オ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生について

- 災害復旧事業では、原形復旧の原則があるため、生態系の機能を活用した復興を行うことが困難になっているのではないか。こうしたことに対する、自然再生としての意見を盛り込むべきではないか。

資料3：5(2) カ 生態系ネットワークの形成について

- 干潟の再生だけでなく、藻場・浅場・浅瀬等も加えるべきでないか。

資料3：5(2) キ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策について

- 「外来種が侵入しにくい環境になるよう配慮」という表現は曖昧であることから、「外来種が侵入しないよう配慮」としてはどうか。
- 「防除を進めると」あるが、外来種が侵入していない場合は防除の必要が無い訳だから、「外来種が侵入している場合」と条件を付してはどうか。

【議題2：自然再生全体構想作成の手引きについて】

資料5を用いて、自然再生全体構想作成のための手引きを作成するにあたり、現案の概要について環境省から説明があった。委員からの主な質問及び意見は以下のとおり。

- 法定協議会をつくることが前提であるのはよくわかるが、敷居が高く感じてしまうのではないか。入口としては「自然再生を進めよう」程度として、法定協議会をつくることによるメリットを明示する流れがよいのではないか。
- 議題1の自然再生基本方針の中では、「小さな自然再生」が推進されているが、このような法定協議会でない団体に対しても何かフォローが必要なのではないか。

⇒自然再生に対して様々な立場の方々がいる中で、今回の手引きは、協議会になりきれない方を支援することを目的にしたいと考えている。入口として自然再生に関心を持って頂くことも非常に重要と認識しており、パンフレットやウェブサイト等による普及・啓発も強化したい。

○法定協議会の設立の一歩手前の方々を対象とした手引きであれば、副題として、設立のための手引きとしたり、どのように設立したらよいかが前面に出るとよいのではないか。設立のために、何ができるか、何が足りないか、穴埋め方式とすれば、わかりやすいのではないか。

【議題3：その他について】

事務局から以下2点の連絡があった。

○自然再生推進法において、毎年、自然再生の進捗状況を公表することになっており、全国26協議会の最新情報を参考資料1としてまとめている。

○全国の自然再生協議会が一堂に会して意見交換や情報交換を行う場である「自然再生協議会全国会議」について、今年は9月中旬に、榎野川河口域・干潟自然再生協議会のある山口県において開催する予定。

以上